

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日は、その翌日)

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示字の区域の変更等（市町村振興課）

字の区域の新設等（ク）

町等の区域の変更（ク）

町等の区域の変更等（二件）（ク）

土地改良法による換地処分（三件）（農村整備課）

土地区画整理法による換地処分（二件）（都市計画課）

告示

鳥取県告示第百八十一号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る中山地区（第三工区）の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成十年十月一日現在の地番による。）
下甲字植松	下甲字植松のうち三の一から三の三まで、四の三の一部、一〇の二の一部、一一の二、一二の二、一三から一六まで、一七の一から一七の三まで、一八から二二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下甲字東植松	下甲字植松三の一から三の三まで、四の三の一部、一〇の二の一部、一一の二、一二の二、一三から一六まで、一七の一から一七の三までの一部、一八から二〇までの一部、二二、二三及びこれらと一体をなす国有地
下甲字植松	下甲字植松のうち一五の一部、三〇の一部、三一から三九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
下甲字ベヒベヒ	下甲字ベヒベヒ四八の一部、四八の一の一部、四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
下甲字植松	下甲字植松一七の一から一七の三までの一部、一八から二〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地
下甲字東植松	下甲字東植松一五の一部、三〇の一部、三一から三九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
下甲字ベヒベヒ	下甲字ベヒベヒのうち四八の一部、四八の一の一部、四八の二の一部、五四の二の一部、五四の三の一部、六〇の一部、七三の一部、七四の一部、七四の一の一部、七五の一部及びこれらと一体

下甲字尻谷	をなす国有地以外の区域
下甲字樋尻垣一〇九〇	御崎字西澤尻四三九の五、四四二の一部、四四三の一部、八九九、九〇〇の一、九〇〇の二、九〇一、九〇二の一から九〇二の三まで、九〇三、九〇四、九〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地
下甲字ベヒベヒ五四の二の一部、五四の三の一部、六〇の一部、七三の一部、七四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	下甲字ベヒベヒ五四の二の一部、五四の三の一部、六〇の一部、七三の一部、七四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
下甲字ベヒベヒ御崎道ノ下のうち七七、七八、七九の一、七九の二、八〇、八一の一、八一の二の一部、八二の一部、一〇八の一から一〇八の三まで、一〇八の四の一部、一〇八の五の一部、一〇八の六から一〇八の一〇まで、一〇九の一から一〇九の三まで、一〇九の四の一部、一一〇の一、一一一の一部、一二二の一、一二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	下甲字ベヒベヒ御崎道ノ下のうち七七、七八、七九の一、七九の二、八〇、八一の一、八一の二の一部、八二の一部、一〇八の一から一〇八の三まで、一〇八の四の一部、一〇八の五の一部、一〇八の六から一〇八の一〇まで、一〇九の一から一〇九の三まで、一〇九の四の一部、一一〇の一、一一一の一部、一二二の一、一二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下甲字下モ山	下甲字下モ山一四〇の二の一部、一四一から一四三までの一部、一四四の一、一四五の二、一四五、一四六の一から一四六の三まで、一四七、一四八、八八一の三及びこれらと一体をなす国有地

下甲字西下山	一部、八七七の三の一部、八七八、八八一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下甲字尻谷一二四の一の一部、一二五から一二八までの一部、一二八の一、二三三の一部及びこれらと一体をなす国有地	下甲字尻谷一二四の一の一部、一二五から一二八までの一部、一二八の一、二三三の一部及びこれらと一体をなす国有地
下甲字下モ山	下甲字下モ山一四〇の二の一部、一四一から一四三までの一部、一四四の一、一四五の二、一四五、一四六の一から一四六の三まで、一四七、一四八、八八一の三及びこれらと一体をなす国有地
下甲字東吹上ヶ	下甲字東吹上ヶのうち一〇六七から一〇七一まで以外の区域
下甲字樋尻垣	下甲字樋尻垣一〇九〇、一〇九一以外の区域
下甲字東吹上ヶ	下甲字東吹上ヶのうち一七七八の二の一部以外の区域
下甲字蛇谷ノ上	下甲字蛇谷ノ上
御崎字松山頭	御崎字松山頭四〇一の一部、八七〇の一部、八七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七六と一体をなす国有地
御崎字中瀬	御崎字中瀬四〇二、四〇三、四〇四の二部、四〇五、四〇五の一、四〇五の二、四〇六、四〇六の一、四〇七、四〇八、四〇八の一、四〇九の五から四〇九の七までの一部、四〇九の八、四〇九の九、四二〇の一部、四二一、六一四の二七から六一四の三六までの一部、六一五の一部、六一五の一の二部、六一六、六一六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
御崎字蛇谷ノ上	御崎字蛇谷ノ上
御崎字松山頭	御崎字松山頭四〇一の一部、六一一の二の一部、六一一の三、六一一の四の一部、六一二の一部及びこれらと一体をなす国有地
御崎字瀧ノ上	御崎字瀧ノ上九一七から九二三まで、九二三の一部
御崎字松山頭	御崎字松山頭のうち四〇一の一部、八七〇の一部、八七五の一部

	及びこれらと一体をなす国有地並びに八七六と一体をなす国有地以外の区域
御崎字中瀬	下甲字下モ山一三六の一部、一三七、一三八、一三九の一部、一四〇の一の二部、一四〇の二の二部、一四二から一四三までの一部、八七六の二の一部、八七七の三の一部、八七八及びこれらと一体をなす国有地
御崎字西澤尻	御崎字中瀬のうち四〇二、四〇三、四〇四の一部、四〇五、四〇五の一、四〇五の二、四〇六、四〇六の一、四〇七、四〇八、四〇八の一、四〇九の五から四〇九の七までの一部、四〇九の八、四〇九の九、四二〇の一部、四二一、六一四の三の一部、六一四の五から六一四の八までの一部、六一四の二七から六二四の三六までの一部、六一四の四の一部、六一五の二部、六一五の一の一部、六一六、六一六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
御崎字西澤尻九一六の一部	御崎字西ノ畠のうち四四六の一、四四六の二、四四七、四四七の一、四四八の一部、四五〇の一部、四五二の一部、四五三から四五五まで、四五六の一部、四五七の一部、四六五の一部、四六六の二の一部、四六六の三、四六六の四の一部、四六六の五の一部、四六七の一部、四六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
御崎字西澤尻九一七から九一九まで	御崎字西澤尻のうち四二七の二、四三九の五、四四二から四四四まで、四五五の一から四五五の三まで、四四五の五、八九八の一部、八九九、九〇〇の一、九〇〇の二、九〇一、九〇二の一から九〇二の三まで、九〇三から九〇五まで、九一六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

	御崎字西ノ畠
御崎字瀧ノ上	下甲字ベヒベヒ七三の一部、七四の一部、七四の一の一部、七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
御崎字瀧ノ上	下甲字ベヒベヒ御崎道ノ下七七、七八、七九の一、七九の二、八〇、八二の一、八一の二の一部、八二の一部、一〇八の一から一〇八の三まで、一〇八の四の一部、一〇八の五の一部、一〇八の六から一〇八の一〇まで、一〇九の一から一〇九の三まで、一〇九の四の一部、一一〇の二、一一〇の二、一一〇の二、一二〇の二及びこれらと一体をなす国有地
御崎字瀧ノ上	下甲字尻谷一一三の一から一二三の四まで、一二四の五の二部、一二三の二の一部、一二三の二、一二三の三の一部、一二三の四の一部、一二三の一部、一二三四、一二三四の一、一二三五及びこれらと一体をなす国有地
御崎字瀧ノ上	下甲字下モ山一三六の一部、一三九の一部、一四〇の一の一部、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地
御崎字瀧ノ上	御崎字中瀬六一四の三の一部、六一四の五から六一四の八までの一部、六一四の四一の一部及びこれらと一体をなす国有地
御崎字瀧ノ上	御崎字西ノ畠四四六の一、四四六の二、四四七、四四七の一、四四八の一部、四五〇の一部、四五二の二部、四五三から四五五まで、四五六の一部、四五七の一部、四六五の一部、四六六の二の一部、四六六の三、四六六の四の一部、四六六の五の一部、四六七の一部、四六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
御崎字瀧ノ上	御崎字瀧ノ上のうち六一一の一の一部、六一一の二の一部、六一一の三、六一一の四の一部、六一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

区域	廃止する字の名 称
下申字ベヒベヒ御崎道ノ下	鳥取県告示第百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第七工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字杉谷字白草里ノ武三六七の一の一部、三六七の五の一部 里上	大字杉谷字白草里ノ武三六七の一の一部、三四三の二から三四三の五まで、三四三の七の一部、三四三の八、三四七、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 里下
大字杉谷字白草里ノ武三六六の二五と一体をなす国有地の一部 大字杉谷字上白草里のうち三八四の一、三八四の二以外の区域 大字杉谷字上工白草里三、三九九の一の一部、四〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字杉谷字上へ白草里ノ下モ三六五と一体をなす国有地の一部 大字杉谷字白草里ノ武三六七の一の一部、三六七の五の一部 大字杉谷字白草里ノ武三六六の二五と一体をなす国有地の一部 大字杉谷字上白草里のうち三八四の一、三八四の二以外の区域 大字杉谷字上工白草里三、三九九の一の一部、四〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字杉谷字屋敷のうち一六七の一の一部及び一七七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字杉谷字屋敷のうち一六七の一の一部及び一七七と一体をなす国有地の一部 大字杉谷字貝市二三四の二合併の一部、二三三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字杉谷字貝市二三四の二合併の一部、二三三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字杉谷字貝市二三四の二合併の一部、二三三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字杉谷字下タ白草里の全域 大字杉谷字下モ白草里の全域 大字杉谷字白草里三三三の一の一部	大字杉谷字白草里中ノ平ラ三四三の七の一の一部、三四八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字杉谷字白草里ノ一三四九の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字杉谷字上へ白草里ノ下モのうち三六五と一体をなす国有地の一部 一部以外の区域
大字杉谷字白草里	大字杉谷字白草里

大字杉谷字白草里	大字杉谷字白草里のうち三三二の一部以外の区域
里中ノ平ラ	大字杉谷字白草里中ノ平ラのうち三四三の一の一部、三四三の二から三四三の五まで、三四三の七、三四三の八、三四七、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字杉谷字白草里ノ一	大字杉谷字白草里ノ一のうち三四九の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字杉谷字白草里ノ式	大字杉谷字白草里ノ式のうち三六七の一の一部、三六七の五の一部、二六七の九の一の一部及び二六六の二五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字杉谷字上白草里	大字杉谷字上白草里三八四の一、三八四の二
大字杉谷字上工白草里三	大字杉谷字上工白草里三のうち三九九の一の一部、四〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字杉谷字中ノ谷	大字杉谷字中ノ谷のうち四〇一の一部、四〇九の一の一部、四一〇の一の一部、四一一の一の一部、四一二の一の一部、四一六の二の一部、四二三の五以外の区域
大字杉谷字中ノ谷奥	大字杉谷字中ノ谷四〇九の一の一部、四一〇の一の一部、四一一の一の一部、四一二の一の一部、四一六の二の一部、四二三の五一の一部、四二二の一の一部、四二二の一の一部、四一六の二の一部、四二三の五以外の区域
大字杉谷字中ノ谷入口	大字杉谷字中ノ谷入口四四七と一体をなす国有地の一部
大字杉谷字中ノ谷入口	大字杉谷字中ノ谷入口四四七と一体をなす国有地の一部
大字杉谷字中ノ谷入口	大字杉谷字中ノ谷入口四四七と一体をなす国有地の一部

大字杉谷字上ミ屋敷	大字杉谷字上ミ屋敷のうち五七三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字杉谷字宮ノ谷	大字杉谷字宮ノ谷の全域
大字杉谷字宮ノ谷奥	大字杉谷字宮ノ谷奥六四〇の一部、六四二の一部
大字杉谷字宮ノ上ミ六四五	大字杉谷字宮ノ上ミ六四五の一部
大字杉谷字宮ノ上ミ	大字杉谷字宮ノ上ミ六四五の一部及び六三七と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字杉谷字宮ノ上ミ六五五	大字杉谷字宮ノ上ミ六四五、六五四、六四五の一部、六五〇の四の一部、六五一、六五二の一部、六五三の一部、六五三の一部、六五五及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字杉谷字梨子木塔	大字杉谷字梨子木塔のうち六六〇の一の一部、六六二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字杉谷字宮ノ上ミ六五〇	大字杉谷字宮ノ上ミ六四三、六四四、六四五の一部、六五〇の四の一部、六五一、六五二の一部、六五三の一部、六五五及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字杉谷字宮ノ上ミ六六二	大字杉谷字梨子木塔のうち六六〇の一の一部、六六二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字杉谷字下モ代原	大字杉谷字下モ代原七一五と一体をなす国有地の一部
大字杉谷字下モ代原	大字杉谷字下モ代原七一四の一の一部、七一五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

	をなす国有地の一部並びに七一三の三と一体をなす国有地の一部
大字杉谷字奥代原	大字杉谷字奥代原のうち七一四から七一七までの一部、七二一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一三の三、七二三、七二三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字杉谷字笠原	大字杉谷字梨子木塔六六一と一体をなす国有地の一部
大字杉谷字沖塔	大字杉谷字奥代原七一五から七一七までの一部、七二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七二三、七二三と一体をなす国有地の一部
大字杉谷字笠原	大字杉谷字笠原のうち七三〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字杉谷字笠原塔	大字杉谷字笠原塔七四五の一部、七四八の一部
大字杉谷字冲塔	大字杉谷字笠原塔のうち七四二、七四五の一部、七四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字杉谷字下モ白草里	大字杉谷字下モ白草里、大字杉谷字上ヘ白草里ノ下モ

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（平成九年十月三十日現在の地番による。）
国府字明現	国府字明現のうち一〇一の一部、一〇二の一部、一〇二の一部、一〇二の二の一部、一〇三の二部、一〇四、一〇四の一、一〇四の二、一〇五の一、一〇五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
国府字国作	不入岡字高畠六五一から六五四までの一部、六五六の一部、六五八の一の一部、六五九の一、六六〇、六六〇の一、六六〇の二、六六一から六六五まで及びこれらと一体をなす国有地
国府字前田	国府字明現一〇四の一の一部、一〇五の一の一部、一〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
地	国府字国作のうち一〇六から一〇八まで、一〇八の一、一〇九の三、一〇九の四、一一〇から一一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
不入岡字高畠	国府字前田一一七、一一八、一一九の一、一一九の二、一一〇、一二一及びこれらと一体をなす国有地
不入岡字明現	国府字東前四〇二、四〇二の一、四〇三の二部及びこれらと一体をなす国有地
不入岡字	不入岡字高畠六四三の一の一部、六四三の二の一部、六四四の一部、六四五の一部及びこれらと一体をなす国有地

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による倉吉市が行う土地改良事業に係る国府地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

鳥取県告示第百八十三号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

国府字前田	国府字前田のうち一二七、一二八、一二九の一、一二九の二、一二〇、一二一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
国府字東前	国府字東前のうち四〇二、四〇二の一、四〇三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
不入岡字宮ノ前	国府字国作一〇六から一〇八まで、一〇八の一、一〇九の三、一〇九の四、一一〇から一二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地
不入岡字宮ノ前	不入岡字宮ノ前の全域
不入岡字向畠	不入岡字向畠二二四、二二五、二二五の一、二二六から二三三まで、二三三の一及びこれらと一体をなす国有地
不入岡字明現六一三、六一四、六一五の一部及びこれらと一体をなす国有地	不入岡字明現六一三、六一四、六一五の一部及びこれらと一体をなす国有地
不入岡字向畠六三五の一の一部、六三六から六四二までの一部、六四三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	不入岡字向畠のうち二二四、二二五、二二五の一、二二六から二三三まで、二三三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
不入岡字明現前六七〇と一体をなす国有地の一部	不入岡字明現のうち六一三から六一六まで及びこれらと一体をなす国有地
不入岡字高畑	不入岡字高畑のうち五八九の一と一体をなす国有地の一部
不入岡字壠本榎	不入岡字壠本榎の全域
不入岡字高畑	不入岡字高畑のうち六三五の一の一部、六三六から六四二までの一部、六四三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

不入岡字大林	不入岡字大林のうち六八六の一部、六八七の二三の一部、六九〇の二、七〇一の二の一部、七〇二の二、七〇三の二、七〇四の二の一部、七〇五の二、七〇六の一、七〇六の二、七〇七の二、七〇八の二の一部、七〇八の二の一部、七〇九の二の一部、七一〇の二、七一〇の二、七一一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
不入岡字堀	不入岡字堀のうち七一二の二から七一二の二〇まで、七二三、七三四の二から七三四の四まで、七一六、七二〇の一、七二三から七二四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
不入岡字奥屋敷	不入岡字奥屋敷のうち七四六の二から七四六の三まで、七四六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
不入岡字沢ベリ	不入岡字沢ベリ八一五の三六の一部、八一五の三七の一部、八一五の三九から八一五の四二までの一部、八一五の四五の一部及びこれらと一体をなす国有地

不入岡字弥治兵
衛

不入岡字奥屋敷七四六の一から七四六の三まで、七四六の五と一体をなす国有地の一部

不入岡字弥治兵衛のうち七五八の二の一部、七八九の一の一部、七八九の五の一部、七九四の一の一部、七九五の二の一部、七九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

不入岡字沢ベリ八一四の一の一部、八一四の二の一部、八一四の二の一部、八一四の一四から八一四の一六までの一部、八一五の一九の一部、八一五の二三の一部、八一五の二三の一部、八一五の二五、八一五の三六の一部、八一五の四二の一部、八一五の五三、八一五の五五及びこれらと一体をなす国有地

不入岡字大林六八六の一部、七〇一の二の一部、七〇二の一、七〇二の二、七〇三の一、七〇三の二、七〇四の二の一部、七〇五の一の一部、七〇五の二、七〇六の一、七〇六の二、七〇七の二から七〇七の三まで、七〇八の一の一部、七〇八の二の一部、七〇九の三の一部、七一〇の一、七一〇の二、七一一及びこれらと一体をなす国有地の一部

不入岡字堀七一二の一から七一二の一〇まで、七一三、七一四の二から七一四の四まで、七一六、七一〇の一、七二三から七二四まで及びこれらと一体をなす国有地

不入岡字弥治兵衛七五八の二の一部、七八九の一の一部、七八九の五の一部、七九四の一の一部、七九五の二の一部、七九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

不入岡字沢ベリのうち八一四の一の一部、八一四の二の一部、八一四の二の一部、八一四の一四から八一四の一六までの一部、八一五の一九の一部、八一五の二三の一部、八一五の二三の一部、八一五の二五、八一五の三六の一部、八一五の三七の一部、八一

五の三九から八一五の四一までの一部、八一五の四二、八一五の四五の一部、八一五の五三、八一五の五五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市地区画整理事業（第三十一工区）の宅地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（平成十年九月二十九日現在の地番による。）
若葉台北二丁目	若葉台北二丁目の全域

生山字山立平五一〇の一部、五一一の一の一部、五一一の二、五 一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地	生山字山立平五一〇の一部、五一一の一の一部、五一一の二、五 生山字芳ヶ谷五一二の五	生山字山立平五一〇の一部、五一一の一の一部、五一一の二、五 生山字芋谷の全域
生山字新前田のうち二九八の一、二九八の二の一部、七二〇の一 の二部、七二〇の二の二の一部、七二二の一の一部、七二二の二の一部、 七二二の一部、七二三の一部以外の区域	生山字池ノ平のうち三〇一、三〇二の一、三〇三の一、三〇三の 二、三〇三の四、三〇六の四、五四二の一の一部及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域	生山字新前田のうち二九八の二の一部、七二〇の二の二部、 七二〇の二の二の一部、七二〇の二の二の一部、七二二の一の一部、 七二二の一部、七二三の一部及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域
生山字山立平のうち五一〇の一の一部、五一一の一の一部、五一一の 二、五一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	生山字山立平五一〇のうち五一二の五以外の区域	生山字山立平五一〇の一の一部、五一一の二の一部、七一七から七二 〇まで、七二〇の二の一部、七二〇の二の二の一部、七二二の一の一部、 七二二の一部、七二三の一部、七二三の一部及びこれらと一 体をなす国有地
生山字芋谷	生山字芋谷	若葉台北二丁目の全域

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（平成十年九月二十九日現在の地番による。）	鳥取県知事 西 尾 邑 次
若葉台北二丁目	若葉台北二丁目の全域	
生山字新前田	生山字新前田二九四の一の一部、二九八の二の一部、七一七の一 の二部、七一一の二の二部、七一二の一の一部、七一七から七二 〇まで、七二〇の二の一部、七二〇の二の二の一部、七二二の一の一部、 七二二の一部、七二三の一部、七二三の一部及びこれらと一 体をなす国有地	
生山字山立平	生山字山立平五一〇の一の一部、五一一の二の一部、五一一の二の 二部及びこれらと一体をなす国有地	
生山字芋谷	生山字芋谷	
生山字水堤	生山字水堤五四六の二、五四七の一	
生山字山立平	生山字新前田のうち二九四の一の一部、二九八の二の一部、七 一の二の一部、七一一の二の二の一部、七一二の一の一部、七一七か ら七二〇まで、七二〇の二の一部、七二〇の二の二の一部、七二二の 一部、七二二の一の一部、七二三の一の一部、七二三の一の一部及びこれ らと一体をなす国有地以外の区域	
生山字池ノ平	生山字山立平のうち五〇九の一の一部、五一〇の一の一部、五一一の一 の二部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
生山字水堤	生山字水堤のうち五四六の二、五四七の一以外の区域	

鳥取県告示第百八十五号	生山字新前田
地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥 取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出が あつたので、同条第二項の規定により告示する。	生山字新前田のうち二九四の一の一部、二九八の二の一部、七 一の二の一部、七一一の二の二の一部、七一二の一の一部、七一七か ら七二〇まで、七二〇の二の一部、七二〇の二の二の一部、七二二の 一部、七二二の一の一部、七二三の一の一部、七二三の一の一部及びこれ らと一体をなす国有地以外の区域
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年 法律第百十九号）第一百三条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市 土地区画整理事業（第三十二工区）の宅地の換地処分の公告があつた日の翌日からその 効力を生ずる。	生山字山立平のうち五〇九の一の一部、五一〇の一の一部、五一一の一の 一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字池ノ平	生山字池ノ平のうち五四六の二の一部、五四七の一の一部以外の区域

平成十一年三月二十三日

廃止する字の名
称

生山字穴田

鳥取県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中山地区第三工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第七工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

鳥取県告示第百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第三十一工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第三十二工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第二項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業に係る国府地区の換地処

分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。